

国民スポーツ大会委員会医事部会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)委員会規程第8条の規定に基づいて設置された、国民スポーツ大会委員会(以下「国スポ委員会」という。)医事部会(以下「部会」という。)に関することを定める。

第2章 審議事項

第2条 部会は、国民スポーツ大会における選手の医・科学サポート及びアンチ・ドーピング活動、大会の安全管理に関する事項など、医事関係についての専門事項を審議する。

第3章 部会員

第3条 部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 国スポ委員会委員長が、国スポ委員会委員の中から指名する若干名の者
 - (2) 国スポ委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の者
2. 部会員は、次のとおりの任期とする。
- (1) 国スポ委員会委員の中から選任された者は、委嘱の日から、国スポ委員会委員の任期までとする。
 - (2) 学識者権者の中から選任された者は、委嘱の日から選任後2年以内に終了する国スポ委員会委員の任期と同じくする。
 - (3) 前2項に定める者の再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した部会員の後任として就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 部会員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。
4. 部会に出席した部会員には、JSPOの規程に準じて旅費を支払う。

第4章 部会員

第4条 部会の部会長は、国スポ委員会委員長が国スポ委員会委員の中から指名した者があたる。

2. 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。

第5章 議 事

第5条 部会は、部会員の過半数の出席(委任状による出席も含む)をもって成立する。

2. 部会の議事は、部会に出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
3. 部会員はやむを得ない理由により部会を欠席する場合、その議決権を任意の部

会員に委任することができる。なお、議決権を委任した部会員はその部会の出席者とみなす。

4. 部会長は、適當と認める者に対して、オブザーバーとして部会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。その際、必要に応じて謝金・旅費を支払うことができる。

第6章 議事の記録

第6条 本部会では、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。

第7章 補 則

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は国スポ委員会が別に定める。

第8章 規程の改廃

第8条 この規程の改廃は、国スポ委員会の決議を経て行う。

附則 1

1. この規程は、平成 14 年 7 月 2 日から施行する。

附則 2

2. この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附則 3

3. この規程は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

4. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

5. この規程は、令和 6 年 3 月 5 日に改定し、同日から施行する。